



《会計・税務の知識》 生前贈与による相続対策

はじめに

平成25年度の税制改正の改正項目1つである相続税の基礎控除額縮小が適用され、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については、相続税の課税対象となる人が大幅に増えることが懸念されます。そこで今回は生前贈与による相続対策についてご紹介します。

1. 孫まで含めたコツコツ贈与

贈与税は相続税と同じく累進税率のため、毎年コツコツ贈与することで税率を抑え、相続財産を減らすことができます。しかし、不当に相続税を低くするような対策を防止するため、相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合には、贈与された財産を相続財産にプラスして相続税額を計算するという制度が設けられています。言い換えると、3年超前に贈与された財産については相続財産には加算されません（相続時精算課税贈与を選択した場合を除く）。

また、この生前贈与加算が適用されるのはその相続等により財産を取得した人に限られるので、相続により財産を取得しない人が受けた贈与財産については3年以内の贈与であっても加算されません。

なお、年間110万円以内の贈与では贈与税が課されないため、その非課税枠を活用してコツコツ贈与を行うことも相続対策として有効です。

2. 保険を活用した贈与

被保険者が死亡した場合、保険金受取人が受け取った保険金に対して課税されます。保険金に対する課税は、その契約形態によって異なりますので下記の一覧をご参照下さい。

	保険負担者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
① 満期保険金	父	父	父	所得税（一時所得）
② 満期保険金	父		子	贈与税
③ 満期保険金	子		子	所得税（一時所得）
④ 満期保険金	母		子	贈与税
⑤ 死亡保険金	父		子	相続税（非課税あり）
⑥ 死亡保険金	子		子	所得税（一時所得）
⑦ 死亡保険金	母		子	贈与税

基本的には、保険金受取人が保険料を自分で負担している場合には所得税、保険料を自分以外の人が負担してきた場合には贈与税又は相続税が課税されることとなります。

一時所得と贈与税・相続税を税率で比較すると、一時所得の場合、住民税を合わせた最高税率55%の1/2である27.5%、贈与税・相続税は最高税率55%となります。

仮に子供が一時所得として保険金を受け取る契約形態にしたいが、子供に保険料を負担する資力がない場合、毎年保険料相当額を贈与することで、一時所得の保険金プランを選択することができます。なお、相続財産の総額によっては相続税率の方が低かったり、相続税の生命保険金の非課税限度額を活用することで、一時所得で受け取るほうが不利になることもあります。ご注意ください。

贈与が成立するためには以下のポイントを押さえておく必要があります。

要件	内容
毎年の贈与契約書	毎年贈与契約書を作成すること。定期贈与契約とみなされないように注意する。
過去の贈与税申告書	110万円を超える贈与を行うときは申告書を提出する。
所得税の確定申告書等における生命保険料控除の状況	親の所得税の確定申告書上、生命保険料控除をしていないこと。
その他贈与の事実が認定できるもの	親の口座から子の口座へ保険料を移動し、子の口座から保険料を支払う。また、子の口座の通帳・印鑑は子が管理する。

おわりに

今回紙面の都合上、詳細な説明はできませんでしたが、住宅取得等資金贈与や教育資金の一括贈与の特例を活用することで、さらなる相続対策ができます。生前贈与を活用する上でもっとも重要なことは、長い期間をかけて専門家とともに計画を立てることです。

生前贈与等のご相談については、弊所の「安心相続相談所」までお気軽にお問い合わせ下さい。

(担当：佐藤裕)